

## 仙台城跡調査・整備委員会設置要綱

(平成 29 年 4 月 26 日教育長決裁)

## (設置)

第 1 条 仙台城跡の発掘調査事業，整備活用事業等（以下「事業」という。）を円滑に実施するため，仙台城跡調査・整備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第 2 条 委員会は，事業に関し，指導及び助言を行うものとする。

## (組織)

第 3 条 委員会は，学識経験者，関係団体等で組織し，委員は教育長が委嘱する。

## (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き，委員の互選によって定める。

2 委員長は，委員会を代表し，会務を総理する。

3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるときは，その職務を代行する。

## (会議)

第 6 条 委員長は，委員会の会議を招集し，その議長となる。

2 委員会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は，必要があると認めるときは，会議に関係者の出席を求め，その意見を聴き，又は説明を求めることができる。

## (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は，教育局生涯学習部文化財課において処理する。

## (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が別に定める。

## 附 則

1 この要綱は，平成 29 年 4 月 26 日から実施する。

2 仙台城跡調査指導委員会設置要綱（平成 13 年 8 月 10 日教育委員会議決）及び青葉山公園に係る仙台城跡整備委員会設置要綱（平成 17 年 12 月 1 日教育長決裁）は，廃止する。